

●香川県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年10月30日から同年11月20日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月30日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市土居町2丁目597 番地先から	前	28.5~33.0	29	街路整備事業による現道 拡幅 余剰地の不用物件化
丸亀市土居町2丁目666 番67地先まで	後	27.4~33.0	29	
丸亀市土居町2丁目617 番1地先から	前	32.1~36.9	71	
丸亀市土居町2丁目601 番2地先まで	後	27.7~29.8	71	